宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

令和6年11月

国土交通省

目　次

国土交通省

〇はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

〇令和元年東日本台風（台風１９号）による被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

〇平成３０年７月豪雨による被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

〇第Ⅰ部（事例）

①まず、何をどうしたらよいか分からない　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

②被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

③担当部署の決定はどうやって行えばよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

④民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

⑤土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

⑥土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどういう考えで行えばよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

⑦民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

⑧ボランティアとの調整はどうすればよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

⑨（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の了解を取り付けるにはどうすればよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

⑩決定した土砂撤去方針を市民にどうやって周知すればよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

⑪撤去業者を確保するためにはどうすればよいか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

⑫交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来たした場合の工夫は　・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

⑬国の支援制度はあるのか　・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

〇第Ⅱ部

・「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

・堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答　・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

はじめに

近年、全国各地で台風や地震等により大規模な災害が毎年のように発生し、市街地においても、豪雨による土石流や洪水、河川氾濫などにより、土砂・がれきが宅地等に堆積するなどの甚大な被害が発生しています。

特に、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風（台風19号）による被害は甚大であり、今後同様な災害が発生した際に、宅地等に堆積した土砂・がれきの撤去に携わる方々が、短時間で撤去のポイント等を理解し、「堆積土砂排除事業」をスムーズに活用して頂けるように、平成31年4月に作成し、令和2年3月に改訂したところです。

今回は、令和6年9月に石川県能登半島で発生した豪雨を受け、農地との一括撤去スキームを構築し、本事例ガイドを令和6年11月版として改訂したところです。

今後、本事例ガイドが、市街地に堆積した土砂・がれきの撤去手法に関する理解を深める一助となり、被災地の速やかな復旧に資することを期待します。

令和元年東日本台風（台風19号）による被害

国土交通省

令和元年東日本台風（台風19号）の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者99名、行方不明者3名、住家の全半壊等54,363棟、住家浸水37,289棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※消防庁「令和元年台風第19号及び前線による大雨による被害及び 消防機関等の対応状況（第63報）」（令和元年12月12日 15:00現在）
※上記数値には、10月25日からの大雨による被害状況を含む

信濃川水系千曲川（長野県長野市）

荒川水系越辺川（埼玉県東松山市他）

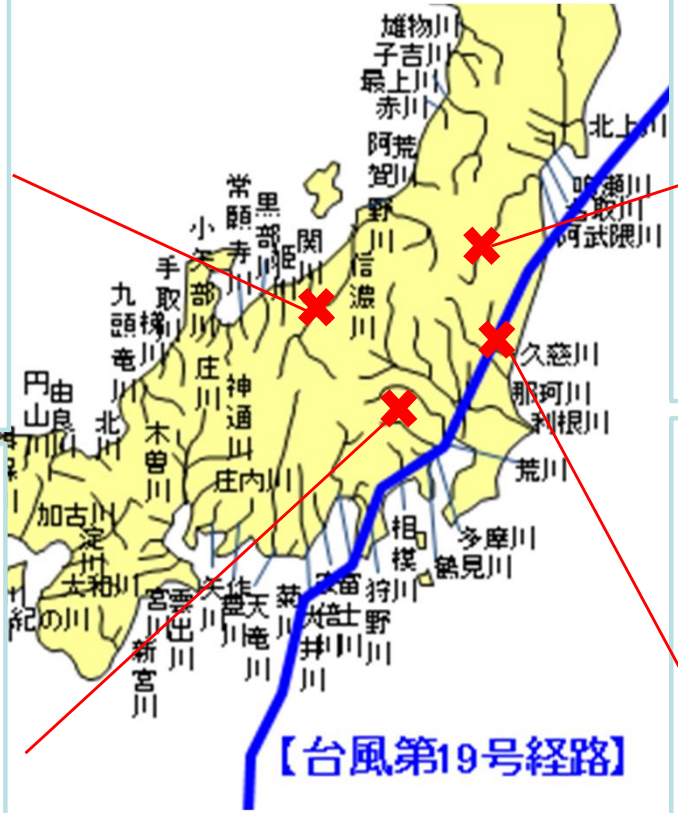

阿武隈川系阿武隈川（福島県須賀川市他）

久慈川水系久慈川（茨城県常陸大宮市他）

平成30年7月豪雨による被害

国土交通省

○ 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。

○ これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1

○ 避難指示（緊急）は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2

※ 広島県については、避難指示（緊急）（1,553 地区）、避難勧告（128 地区）及び避難準備・高齢者等避難開始（2地区）を合算して 818,222 世帯、1,837,005 名に発令

○ 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

※1：消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（第58報）」（平成30年11月6日）
※2：内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について（平成30年7月8日6時00分現在）」
※3：内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について（平成30年10月9日17時00分現在）」

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況

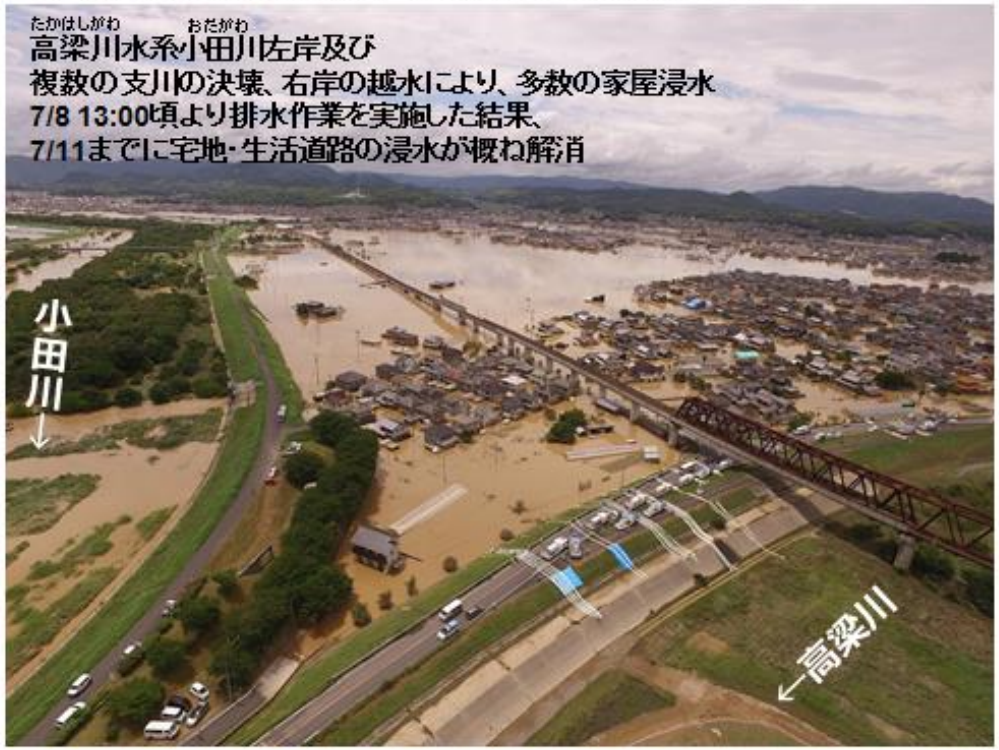

■各地で土砂災害が発生

出典：大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会
対応すべき課題・実施すべき対策に関する参考資料

事　例①

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
まず、何をどうしたらよいか分からない	事前に被災を想定、イメージした上で方針を決めておくことが重要です。 ・被災状況把握（情報収集） ・担当部署 ・堆積土砂排除方針決定 ・仮置場選定・確保 ・各省庁事業の仕分け ・住民への情報提供手段 ・業者の確保 ・契約方法（協定）　など 被災者に対して、自治体としての土砂撤去に関する基本方針を示すことが重要です。	➢ 広島市の対応経緯を参照【参考1】 ➢ 広島市では災害直後（平成30年7月13日）に「民有地内の堆積土砂等の撤去について」基本方針を公表【参考2】

【参考1】平成30年7月豪雨災害における広島市対応経緯

国土交通省

主な項目	内訳別・実施時期
被害状況の把握	7月8日以降順次
堆積土砂排除の体制確立	7月11日　実施体制・人員確定
仮置場の選定（1次、2次） 【民有地土砂撤去に関係する仮置場】	広島市地域防災計画に基づき、以下の場所を仮置き場として選定した。 「西部水資源再生センター事業用地」「瀬野川運動公園」「海田町事業用地」「福田消防訓練場」「中山公園」「出島東公園」「可部運動公園」「矢野南学校予定地」
仮置場の確保 【民有地土砂撤去に関係する仮置場】	7月8日　「中山公園（落合四丁目40）」、「矢野南学校予定地（矢野南三丁目18）」 7月10日　「可部運動公園（可部町勝木）」 7月11日　「出島東公園（出島一丁目22）」、「瀬野川運動公園（上瀬野町）」 7月12日　「消防局福田消防訓練場（福田町）」 7月18日　「西部水資源再生センター事業用地（扇二丁目（LECT裏））」 8月2日　「海田町事業用地（海田町寿町）」
堆積土砂排除方針の策定	7月12日
被災者への対応方針の情報発信	7月13日　基本方針公表
堆積土砂排除業者、運搬業者との契約	7月13日　「5社」に緊急工事等施行依頼を行った。 その後、随時、緊急工事等施行依頼を行い、最終的には46社に58工事を依頼した。
堆積土砂排除事業開始	7月16日
堆積土砂総量推計	7月18日
堆積土砂排除完了（宅地・公共施設）	宅地は概ね平成31年度3月末完了予定
堆積土砂最終処分完了	平成31年8月末の予定
仮置場の現状復旧完了	平成31年8月末の予定

【参考２】広島市の民有地内堆積土砂等撤去の基本方針

国土交通省

平成３０年７月１３日
下　水　道　局
経　済　観　光　局

民有地内の堆積土砂等の撤去について

１　基本方針

今回の災害により、土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、民有地内の土砂等であっても市で撤去します。

その他の地区であっても、高齢者、障害者の方で、自力での撤去が困難な方については、区役所や各避難所に設置している被災者支援総合窓口にお申し出いただければ、本市において対応します。

そのほか、自宅の出入り口の確保等のために、緊急に土砂等を撤去する必要がある場合にも、相談に応じます。

なお、ボランティアの皆様や、地元で協働して土砂等を撤去される場合は、集められた土砂等は、前面道路に出しておいていただければ、本市で撤去します。

また、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去します。

２　撤去の進め方について

これまで、避難所に設置した被災者支援総合窓口で担当の職員が皆様のご要望をお聞きできるようにしているところですが、本日からは、皆様のご要望を踏まえた具体的な現地調査を開始していくために、まずは、口田南地区から担当が出向いていく予定にしています。

今後については、道路上の土砂等の撤去が進み、仮置き場の確保が出来た地区から、順次、作業に着手していきます。

【窓口課・所管課等】

・中区役所維持管理課(504-2581)
・東区役所維持管理課(568-7747)
・南区役所維持管理課(250-8962)
・西区役所維持管理課(532-0947)
・安佐南区役所維持管理課(831-4957)
・安佐北区役所維持管理課(819-3941)
・安芸区役所維持管理課(821-4933)
・佐伯区維持管理課(943-9737)
・下水道局河川防災課(504-2411)
（民有地土砂等撤去班）
・経済観光局農林整備課(504-2752)

事　例②

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか	航空写真、住民からの通報、職員によるパトロールや出先機関からの情報提供など、複数の方法を確保しておくことで速やかに情報収集が可能となります。	➢ 航空写真、住民からの通報、職員による現地調査など、複数の方法で行った。（広島市） ➢ 住民からの通報や職員パトロール。（熊野町、坂町、西予市、宇和島市、山田町） ➢ 住民からの要望を受け付けた後，職員による調査を行い堆積状況を把握。（三原市） ➢ 国土地理院による被災後の空中写真の活用や市民センター等出先機関からの情報提供。（呉市、宇和島市） http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H30.taihuu7gou.html#1

事　例③

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
担当部署の決定はどうやって行えばよいか	予め担当部署を決定しておくことで初動を早めることができます。 また住民からの要請は、ある時期から一気に増えるため、人員の増員も事前に想定しておく必要があります。 新たに、土砂・がれき等の撤去を担当する専門の部署を設置することも必要です。	➢ 予め担当部署を決めており、下水道局河川防災課が対応した。（広島市） ➢ 県の所管部署を参考に町内部の組織で最も近い部署を窓口・担当として対応した。（熊野町） ➢ 堆積土砂やがれきの排除に対応する「災害廃棄物対策チーム」を設立し、受付と土砂対応は都市開発課（農地は農林整備課）が、ガレキは環境管理課、道路・河川等は土木管理課が対応することとした。（三原市）**【参考3】** ➢ 新たに、土砂・がれき等の撤去や被災家屋の解体・撤去を担当する専門チームを設置。（丸森町）**【参考3】**

事　例③

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
担当部署の決定はどうやって行えばよいか		➢ 国交省都市局所管事業のため、今後の補助申請もあるので、都市整備チームが担当することとした。（山田町、久慈市） ➢ 家屋解体業務は生活環境課の所掌であるが、業務過多のため、都市整備課で引き受けた。当初は都市整備課の職員5名を配備。相談件数の多さ、現場対応・住民対応等に時間を要したことから、一時的に3名増員。また、生活環境課が所掌である公費解体業務を、業務過多であり対応困難とのことで、都市整備課で引き受け、両業務合わせて最大時15名で対応。（宇和島市）

【参考３】土砂・がれき撤去の担当部署の設置について

国土交通省

三原市の例

平成 30 年 8 月 7 日

災害廃棄物対策チームの設置について

1　目的

平成 30 年 7 月豪雨災害により，山地部の斜面崩壊により大量の土砂が流出し，市内各所において，家屋･宅地，田畑，道路・河川の埋塞が発生し，依然として，市民生活の再建に大きな支障を及ぼしている。（発災概ね１ヶ月経過）

土砂流出被害（土砂流出により発生したガレキ含む）への対応に係る事務を効率化し，市民サービスを向上させるため，各部課の所掌を一元化した災害廃棄物対策チームを設置する。

2　内容・体制

① 業務内容

家屋･宅地，田畑，道路・河川に関わらず一元的に，土砂流出被害に係る現地を確認・調査し，その対応を主務課と調整のうえ決定し，市民にその結果を回答する。

② 体制

対策チーム（11 人） リーダー　都市開発課長 【関係課】 ○農林整備課 ○土木管理課 ○環境管理課 ◎都市開発課	被災状況	主務課
	ガレキ等を自己撤去した場合の償還	環境管理課
	宅地等の土砂等の除去	都市開発課
	農地の土砂等の除去	農林整備課
	道路・河川等の土砂等の除去	土木管理課

※ ◎都市開発課　調整担当課

※ 設置場所　本庁４階第３会議室

電話 0848-67-6157　内線 1421・1422・1423

※ 受付班　関係４課１名　計４名

※ 現場調査班　３班×２名（農林，土木，都市）計６名

※ 人員については課内で調整が困難な場合は，部内で調整する

【参考３】土砂・がれき撤去の担当部署の設置について

国土交通省

【令和元年台風19 号災害関連情報】

丸森町からのお知らせ（第14 号）　【抜粋】

令和元年12 月4 日　丸森町災害対策本部

災害からの復旧・復興に向けた新体制をお知らせします

町長を本部長とした「丸森町復興推進本部」を設置するとともに、新たに「復興対策監」を任命し、災害からの復旧・復興に向けた体制を整え、被災された方々の生活再建と町の復興を推進します。

復興対策監

災害復旧対策室

◆業務内容

被災した道路や農地・農業用施設、林業施設等の災害復旧事務を担当します。

室長
室長補佐（兼農林土木災害対策班長）
室長補佐（兼公共土木災害対策班長）
室長補佐
監理班長

復興推進室

◆業務内容

災害復興に係る方針及び計画の策定、復興推進本部の運営、災害復興事業に係る情報収集、企画立案及び総合調整、災害復興事業に係る関係機関との連絡調整、国・県等への復興支援に係る要望関連事務を担当します。

室長
室長補佐
復興推進班長

災害廃棄物対策室

◆業務内容

土石流や河川はん濫により堆積した土砂・がれき等の撤去や被災家屋の解体・撤去等の事務を担当します。

室長
参事（兼室長補佐）
室長補佐（兼堆積土砂対策班長）
廃棄物対策班長

事　例④

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか	予め民有地内堆積土砂排除事業に関する基本方針を策定しておくこと、 また現場の状況に合わせて柔軟に方針を改定することも重要です。	➢ 民有地内堆積土砂排除事業に関する基本方針（平成11年9月10日策定、平成26年8月22日改訂）を策定していた。（広島市） ➢ 丸森町では、被災後（令和元年11月13日）に「宅地内に流入し堆積した土砂等の処理についての基本方針」を公表した。**【参考4】** ➢ 8月8日に関係者を集めた庁内の説明会を開催し、現地調査班の業務の流れや三原市の対応方針、受付表などで説明を行ったが、その後現場対応の疑問点が多く出たので、2回にわたって方針や判断基準を改定した。（三原市）**【参考5】** ➢ 「二次災害のおそれや衛生上等公益上必要」と判断できるものを事業の適用対象とした。（宇和島市）

【参考４】丸森町の民有地内堆積土砂等撤去の基本方針

国土交通省

令和元年１１月１３日
丸　　森　　町

宅地内に流入し堆積した土砂等の処理についての基本方針

台風１９号の大雨により発生した大規模な河川の氾濫やがけ崩れにより流出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積した宅地について撤去が困難な方は、所有者からの申請に応じて、町が所有者に代わり撤去を行う。ただし、家屋内や床下に堆積した土砂等の撤去については、対象外とする。

また、ボランティアや地元で共同し土砂等を撤去し、道路脇等に集積されたものについても町が撤去を行う。

なお、既に自らの費用負担により、撤去・処分等を行った方については、適正な費用を返還するものとする。

【参考５】三原市の民有地における土砂・がれき撤去方針

国土交通省

民有地における土砂・がれき等の撤去フロー【現地調査班】

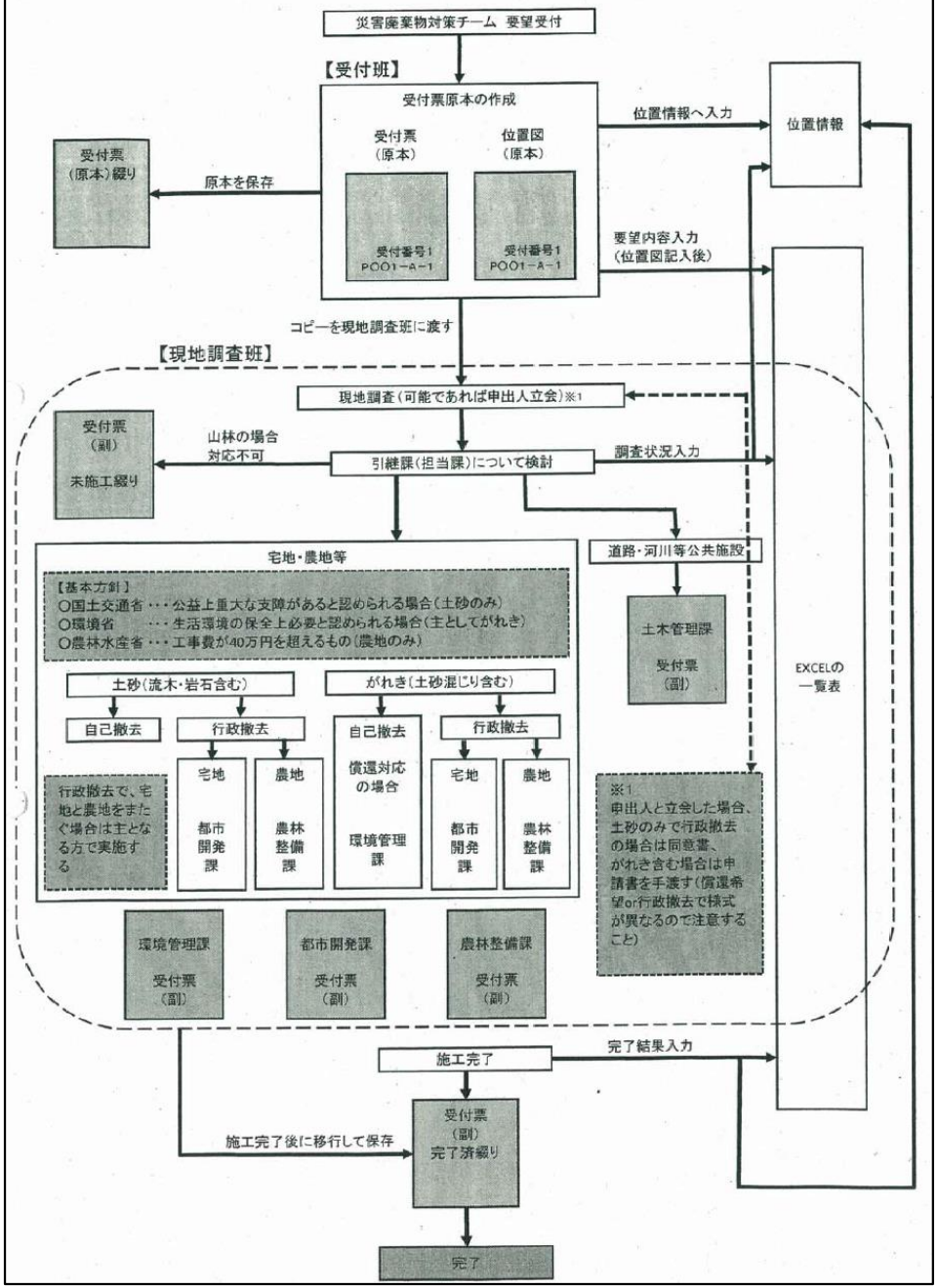

民有地における土砂・がれき等の撤去について

事業名		堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業）	災害等廃棄物処理事業（廃掃法に基づく国庫補助）	三原市の方針	三原市の支援対象にならないもの
所管省庁		国土交通省	環境省	三原市	
趣　旨		市街地災害の速やかな復旧 二次災害等の公益上重大な支障	生活環境の保全	生活環境の保全 二次災害等の公益上重大な支障	
対象エリア		市街地 都市計画区域内及び区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）	市内全域 土砂混じりがれきが宅地内に流入した等の被害を受けた住家	市内全域	
適用対象となる土砂等		土砂のみ ・泥土，砂礫，岩石，樹木等の自然物	がれき ・全半壊の場合，家屋の解体撤去も可能	土砂・がれき ・全半壊の場合，家屋の解体撤去も可能	・半壊未満の家屋の解体撤去は対象外 ・リフォームを目的としたがれきの撤去は対象外
対象範囲	宅　地	○ ・市が指定した集積場から仮処分場への排除が対象 ・今回の豪雨災害では，二次災害防止等の公益上必要な場合，宅地内の直接除去も可能	○ ・所有者自ら撤去した費用についても，償還の特例を適用	○ ・所有者自ら撤去した費用についても，償還の対象とする（土砂のみを除く） ・空き家・納屋・倉庫についても，住家と同一敷地内又は隣接したものであれば対象とする	・空き家・納屋・倉庫で住家と離れた位置で生活環境の保全上，必要と認められない場合は対象外
	農地	×	×	△ ・工事費が40万円以上は農地・農業用施設災害復旧事業により実施 ・工事費が40万円未満は，住家に隣接するなど，生活環境の保全または公益上必要と認められる場合のみ実施	・工事費が40万円未満で住家と離れた距離の農地は対象外 ・耕作放棄地等の営農意欲のない農地で住家と離れた距離の農地は対象外
	山林	×	×	×	・山林が対象外のため，山林内に堆積する崩土も対象外 ・崩れかけている山林も対象外
	墓地	×	×	△ ・住家に隣接するなど，生活環境の保全または公益上必要と認められる場合のみ実施	・住家と離れた距離にある墓地は対象外
	事業所	○	中小企業のみ （ただし，生活環境の保全上必要と認められる場合のみ可能）	・中小企業で，事務所兼住居，店舗兼住居など生活環境の保全上必要と認められる場合のみ	・事務所のみ，店舗のみ，工場のみは中小企業でも対象外 ・大企業は対象外
負担割合		国 1/2，市 1/2 （激甚災害指定時） 交付税措置 市負担 1/2 の 95%→98.4% 市負担 2.5%→0.8%	国 1/2，市町 1/2 （激甚災害指定時） 交付税措置 市負担 1/2 の 80% →91.4%市負担 10%→4.3%程度 諸経費は 15%のみが対象		
実施主体		三原市	三原市 （特例により個人も可）	三原市 （土砂混じりがれきは個人も可）	
個人実施による遡及の可否		×	○ ・写真，領収書等が揃えられている場合	△ ・がれきが含まれているもの（土砂混じりがれきなど） ・り災証明，写真，領収書等が必要	・宅地内であっても土砂のみでは遡及の対象外
備　考			・全半壊した自宅の破片やがれき ・宅地内に堆積した土砂混じりのがれき ・全半壊家屋の撤去 ※土砂のみは対象外		

※　三原市の方針中＿＿＿＿線の事項は，市の単独費での実施になる可能性が大きい。（災害査定で国へ申請する予定であり，その結果による。）

事　例⑤

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか	地域防災計画等の中で処分場、仮置場（仮置場の役割（積替え、分別）や場所）を位置づけておくことが重要です。 なお、候補地は、立地条件、前面道路幅、所有者、面積、土地利用、輸送ルートなどを考慮することが必要です。	➢ 地域防災計画に「災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備」として仮置場及び処分場の候補地を予め選定していた。（広島市）**【参考6】** ➢ 災害土砂は、やむなく最終処分とし、近隣の民間処分場に仮置き土砂の状態を確認し受け入れてもらった。（熊野町） ➢ 台風の予報が出た時点で万が一の事態に備え、東日本大震災で活用した仮置き場を候補地として選定していた。（山田町）

【参考6】広島市地域防災計画「仮置場候補地」

国土交通省

第 14 節　災害復旧・復興体制への備え

第１　各種データの整備保全《市有財産管理者》

１　災害復旧・復興の円滑化を図るため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全に努める。また、企業等に対しても、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

⑴　住民基本台帳、市税、福祉、国保・年金等の重要情報は、必要に応じてデータを複製し遠隔地で保管するなどのバックアップ体制を整備し、被災・滅失の防止対策を図る。

⑵　市有施設等の財産管理者は、電子化やシステム化により管理台帳や図面等のデータの整備保全を図るとともに、施設の早期復旧のためのバックアップ体制の整備を図る。

２　公共土木施設の財産管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、複製やマイクロフィルム等により別途保存を図り、資料の被災の回避に努める。

第２　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

地震災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。

１　関係機関との連絡体制の確立

関係機関の範囲及びその役割を明確にし、地震災害発生時における連絡体制を確立する。

２　資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

３　仮置場・処分場の確保

地震災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、仮置場及び処分場の候補地を次のとおり選定する。

⑴　処分場の候補地

玖谷埋立地（災害廃棄物）

⑵　仮置場の候補地

西区竜王公園	安佐南区広島広域公園	安佐北区可部運動公園
安芸区瀬野川公園	佐伯区佐伯運動公園	

４　災害廃棄物及び土砂の処分方法

災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

事　例⑥

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどういう考えで行えばよいか	国土交通省、環境省、林野庁など複数の関連事業があるため、事業毎の実施可能箇所を確認し、どのエリアをどの事業を使って効率よく実施するかを決める必要があります。	➢ がれきが混ざった宅地内については、現地で分別し、土砂は堆積土砂排除事業で対応し、がれきは災害廃棄物等処理事業(環境省)で対応した。（家屋が土砂で埋塞しており現地分別が困難な箇所は、ほぼ公費解体（環境省）となっている。）（宇和島市） ➢ 土砂とがれきについて、発生個所において分別可能であったため、あらかじめ分別したうえで、土砂は国交省事業、がれきは環境省事業とそれぞれで処理をした。（久慈市） ➢ 国土交通省の堆積土砂排除事業と、林野庁所管の災害関連緊急治山事業、環境省所管の災害等廃棄物処理事業で実施することとし、二重採択防止のため、関係機関で協定を締結した。（西予市）**【参考7】**

【参考7】西予市の明間地区の事業区分

国土交通省

◇環境省事業：家屋のがれき部分のみ
◇国土交通省事業：宅地及び生活道の範囲でがれきを除く範囲
◇林野庁事業：堆積土砂排除事業で実施する生活道を境に上部範囲

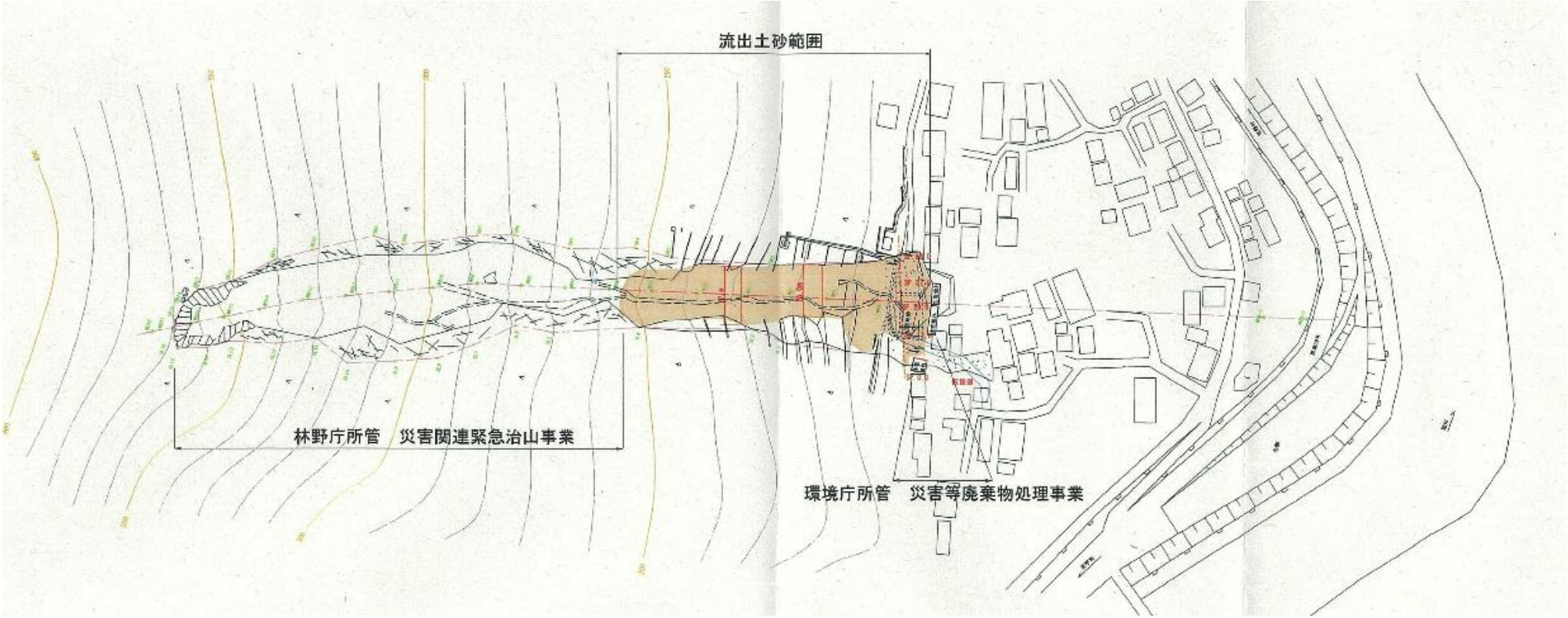

事　例⑦

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか	苦情や手戻りがないよう申請者、施工業者、自治体の3者、あるいは申請者と自治体の2者で立ち会うやり方など、被災状況や人員体制に応じて適宜やり方を決める必要があります。 また申請窓口を被災地域内に開設し、速やかに対応できる体制づくりもあわせて検討する必要があります。	➢ 土砂排除作業着手前に、事業申請者と施工業者、町の3者で現地立ち会いし、実施範囲を確認し、手戻りや苦情がないようにした。（熊野町） ➢ 呉市天応地区などは、市民センターが避難所や地域の拠点となっており、宅地内土砂の撤去に関する情報を収集しながら対応した。（呉市） ➢ 市で土のう袋を配布するとともに、宅地前道路を集積場に指定し、住民及びボランティアにより集積場に出された土のう及び土砂を市が撤去した。（久慈市）

事　例⑧

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
ボランティアとの調整はどうすればよいか	ボランティアとの作業分担は、 ・二次災害の危険性 ・作業難易度（人力での対応可否）など を考慮して検討する必要があります。	➢ 原則、自力での排出が困難な規模の大きな事案について直接排除することとし、小規模・簡易なものについては、ボランティア窓口と連携して作業箇所を振り分けた。（熊野町） ➢ 二次災害のおそれがない、または衛生上等公益上必要でないと判断した場合、家屋解体が決定していれば災害廃棄物処理事業で対応したが、家屋解体の予定がない場合の土砂排除については、ボランティアの活用を検討した。（宇和島市） ➢ 調整の必要がある場合にはボランティアセンターから連絡をしてもらい対応することとした。（山田町） ➢ 家の周り(外)の土砂は自衛隊や住民で概ね撤去できたため、主に家の中（床下等）の土砂撤去をお願いした。（普代村）

事　例⑧

国土交通省

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
ボランティアとの調整はどうすればよいか		➢ 県庁で日々開催された「関係者打合せ」において、災害NGO結・県社協・市社協との調整や現地での個別調整を行った。（長野市）

事　例⑨

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の了解を取り付けるにはどうすればよいか	被災後に空き家の所有者を特定するには多大な労力を要します。特に警戒区域内にある空き家については、日頃より所有者の特定と連絡先を把握しておくことが重要です。 遠隔地にいる所有者に対しては、ご自身の宅地の被害状況や土砂撤去の同意書のみならず ✓ 被災地周辺の被害状況（写真等） ✓ 復旧・復興に関する様々な支援制度　等 の情報もあわせて郵送することで、土砂撤去の了解が得やすくなると思われます。	➢ 非住家所有者の連絡先が不明な所があったが、自治会長が親戚を知っており、そこから所有者の連絡先が分かり、電話により了解を得た。遠隔地居住者は災害が起きたことはニュース等で知っているが、自治体がどのような支援を行っているかは知らない。土砂撤去だけでなく他の支援制度もあわせて説明を行い一緒に復旧に取り組もうという気持ちを持って頂けたので了解を得られた。（宇和島市） ➢ 遠方におられる方の住所を調べて現場の写真（写真は市職員が撮影）や同意書を郵送して実施した。住所は遠方に避難された方は区役所で避難先を調べたり、空き家物件があれば法務局で調べるなどした。（広島市） ➢ 市外在住の方は郵送により同意を取り付けた。土砂撤去時に家屋への立ち入りや工作物の撤去が必要な場合などは土地所有者に現場立会を依頼した。現場立会を断られた案件はなかった（三原市）。

事　例⑩

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
決定した土砂排除方針を市民にどうやって周知すればよいか	土砂排除に関して、よくある質問に対するQ&Aなど分かりやすい資料をチラシ、HPなど様々な手法で情報提供する必要があります。 また被災地近くの公民館や市民センターなどに窓口を設置することも有効と思われます。 被災地区の防災行政無線で被災者にお知らせすることも有効です。	➢ 防災行政無線を活用した。（山田町、久慈市）

事　例⑪

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
撤去業者を確保するためにはどうすればよいか	予め災害発生時に業者や業界団体等と協定を締結しておくことが重要です。 自治体内に業者が少ない場合は国や県と速やかに調整し、業者を確保することも重要です。	➢ 作業員、機械等の確保については、「広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱」により、災害時における事業者の協力体制を予め整備していた。（広島市） ➢ 宅内土砂の施工箇所の近隣で他の災害復旧事業に従事している業者を優先して依頼し業者の確保ができた。（熊野町） ➢ 広島県に相談し、町外の土木業者の紹介をお願いした。広島市内の業者を約15社紹介してもらい、対応が可能となり堆積土砂の排除がスムーズに進められた。（坂町） ➢ 業者と単価契約を行い、1社随契で速やかに対応した。（宇和島市） ➢ 災害協定に基づき、地元建設業協会に業者を確保してもらった。（山田町、久慈市）

事　例⑫

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来たした場合の工夫は	堆積土砂の搬出がスムーズに行えるルート（自動車専用道など）がある場合は、運搬車両を優先的に通行させることについて道路管理者等と速やかに協議する必要があります。	➢ 有料道路を管理する公社等と協議して、災害土砂運搬車両は無料通行可能とすることとし、搬出に係る時間の短縮を図った。（熊野町）
	必要に応じて、各道路管理者等により構成される「災害時の渋滞対策に関する交通マネジメントに関する検討会」などを立ち上げ、災害対応について関係者が連携し実施する必要があります。	➢ 平成30年7月豪雨災害直後、整備局や県、市、警察などで構成される「広島県災害時渋滞対策協議会」を設置し、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等のソフト・ハードの渋滞対策を実施。（広島市、呉市等）**【参考8】** ➢ 昼間は市民・ボランティアによる作業が行われることや災害ゴミを被災地から搬出する作業と調整し、夜間に土砂運搬作業を行った。また、地域内は道が狭いため、時間帯により警察等の協力を得て一方通行とするなど混乱の低減を図った。（長野市）

【参考８】災害時交通マネジメント検討会の事例

国土交通省

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中国地方整備局同時発表

平成30年7月
豪雨関連

平成30年8月22日
道路局企画課

『広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会』を設置します

平成３０年７月豪雨災害直後、整備局や県、市、警察などで構成される「広島県災害時渋滞対策協議会」を設置し、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等のソフト・ハードの渋滞対策を実施してきたところです。
一方で、国道３１号の広島から呉方向の朝ピーク時間帯に依然として著しい渋滞があることなどから、有識者、行政、交通事業者及び経済団体等で構成される「広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会」を新たに設置し、交通需要抑制も含めた包括的な交通マネジメントを実施していきますのでお知らせします。

１．**開催日時**　平成３０年８月２３日（木）１０：００～１２：００

２．**開催場所**　広島合同庁舎２号館７階５号会議室
（広島市中区上八丁堀６番３０号）

３．**委　　員**　別紙のとおり

＜報道関係のみなさまへ＞
○会議は非公開となりますが、冒頭の「挨拶」まで頭取り可能です。
○頭撮りをご希望の方は、会議開始５分前までに会場へお越しください。
○議事概要については会議終了後に公表する予定です。

問い合わせ先：
道路局　企画課　道路経済調査室　掛井（内線 37632）
（代表）TEL. 03-5253-8111
（企画課直通）TEL. 03-5253-8485　FAX. 03-5253-1618
中国地方整備局　道路部　道路計画課　吉田（内線 4211）
（代表）TEL. 082-221-9231　（夜間）TEL. 082-511-6301

＜別紙＞

広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会　委員名簿（案）

広島大学大学院国際協力研究科　藤原教授
呉工業高等専門学校　神田教授
広島大学大学院工学研究科　塚井准教授
広島大学大学院国際協力研究科　力石准教授
中国経済連合会　部長
広島商工会議所産業・地域振興部　地域振興チームリーダー
呉商工会議所　振興部長
広島県バス協会　事務局長
西日本旅客鉄道株式会社広島支社　企画課長
広島電鉄株式会社バス事業本部バス企画部　業務課長
中国経済産業局産業部　流通・サービス産業課長
中国運輸局交通政策部　次長
中国地方整備局　道路部長
中国地方整備局広島国道事務所　副所長
広島県警察本部交通部　交通規制課長
広島県教育委員会　高校教育指導課長
広島県地域政策局　地域力創造課長
広島県土木建築局　道路企画課長
広島市道路交通局都市交通部　公共交通計画担当課長
広島市道路交通局　道路計画課長
呉市企画部　企画課長
呉市都市部　交通政策課長
東広島市政策企画部　政策推進課長
東広島市建設部　建設管理課長
西日本高速道路株式会社中国支社総務企画部　企画調整課長
広島高速道路公社企画調査部　企画調査課長

事　例⑬

国土交通省

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
国の支援制度はあるのか	災害救助法、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業を参照下さい。	【参考9・10・11・12】
災害により一様に埋没している場合、一括撤去する方法がないか	堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業との一括撤去に加え、公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧との一括撤去スキームを構築しております。	【参考13・14・15・16】
申請にあたり効率化する方法がないか。	申請のワンストップ化、申請書類の簡素化、事業費積算内訳の作成が可能となるよう連携しております。	【参考17】

【参考９】発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 （災害救助法に基づく国庫負担）	災害等廃棄物処理事業 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助）	堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助） 【対象は土砂のみ】
宅地からの除去	△ （日常生活上欠くことができない場所のみ）	△ （市区町村※が行う場合）	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
集積場への運搬	○	○	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は救助実施市 （法事務委任を受けた場合は市区町村）	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府	環境省	国交省

※市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

【参考10】災害救助法の概要（内閣府防災所管）

障害物の除去

	一　般　基　準	備　　考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	１世帯当たり　138,700円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

【参考10】災害救助法の概要（内閣府防災所管）

障害物の除去

主　な　留　意　事　項
○　この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○　そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○　居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ○　障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。 ○　住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

【参考11】災害等廃棄物処理事業について（環境省所管）

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 ➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上
	降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの　等
補助率	1／2
地方財政措置	＜通常災害時＞ ➢ 地方負担の80%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

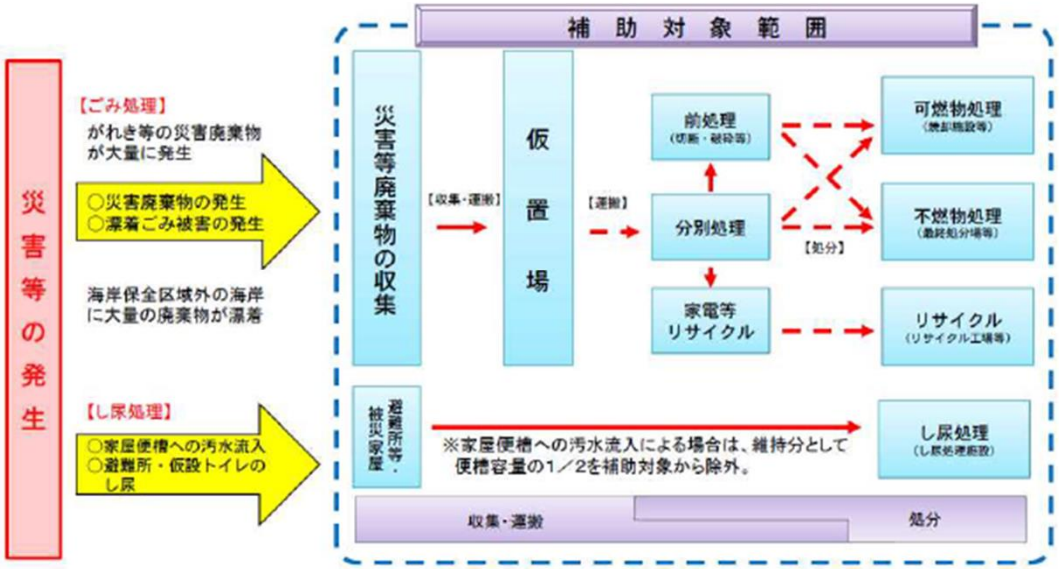

【参考12】堆積土砂排除事業について

国土交通省

【事業範囲】

市町村の市街地※1における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
（他の法令により処理されるものを除く）

【補助率1/2：起債充当率100%(交付税措置95%)】

［規模要件］
(a)堆積土砂※2の総量が30,000㎥以上
(b)一団をなす堆積土砂が2,000㎥以上
(c)50m以内の間隔で連続する土砂が2,000㎥以上

［対象要件］
①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）
※2 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

【市街地における堆積】
※全体で規模要件abcいずれかの場合

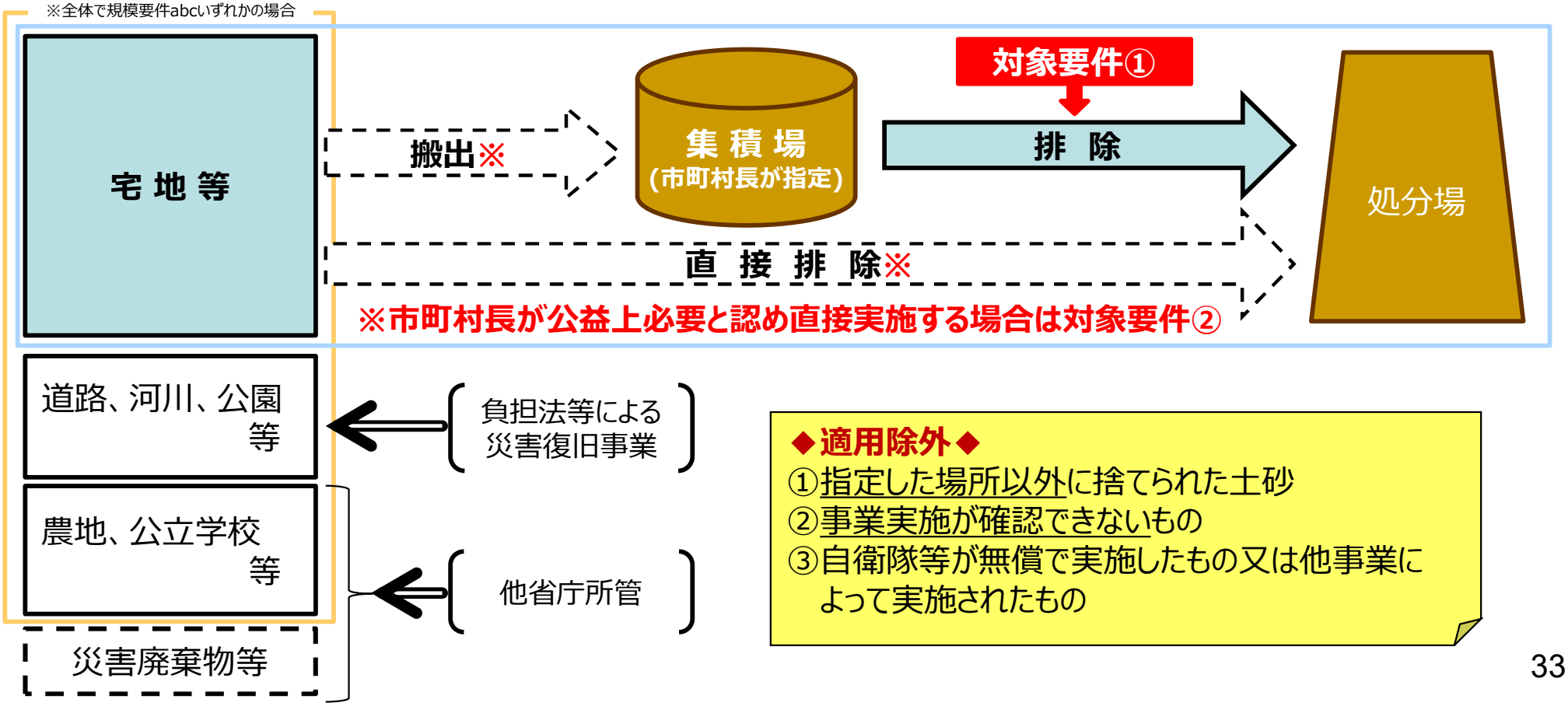

◆適用除外◆
①指定した場所以外に捨てられた土砂
②事業実施が確認できないもの
③自衛隊等が無償で実施したもの又は他事業によって実施されたもの

【参考13】災害に伴い堆積した土砂等の一括撤去について

国土交通省

○　宅地、道路、農地等に堆積した土砂、流木、ガレキ等を迅速に撤去し、生活や生業の早期再建につなげる必要がある。
○　このため、土砂・流木・ガレキ等が宅地・道路・農地等に一様に堆積している場合、市町村が一括撤去し、その費用を事後的に事業間で精算することを可能とするスキームを構築。
（農林水産省・国土交通省・環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用）

■一括的に撤去できるスキーム

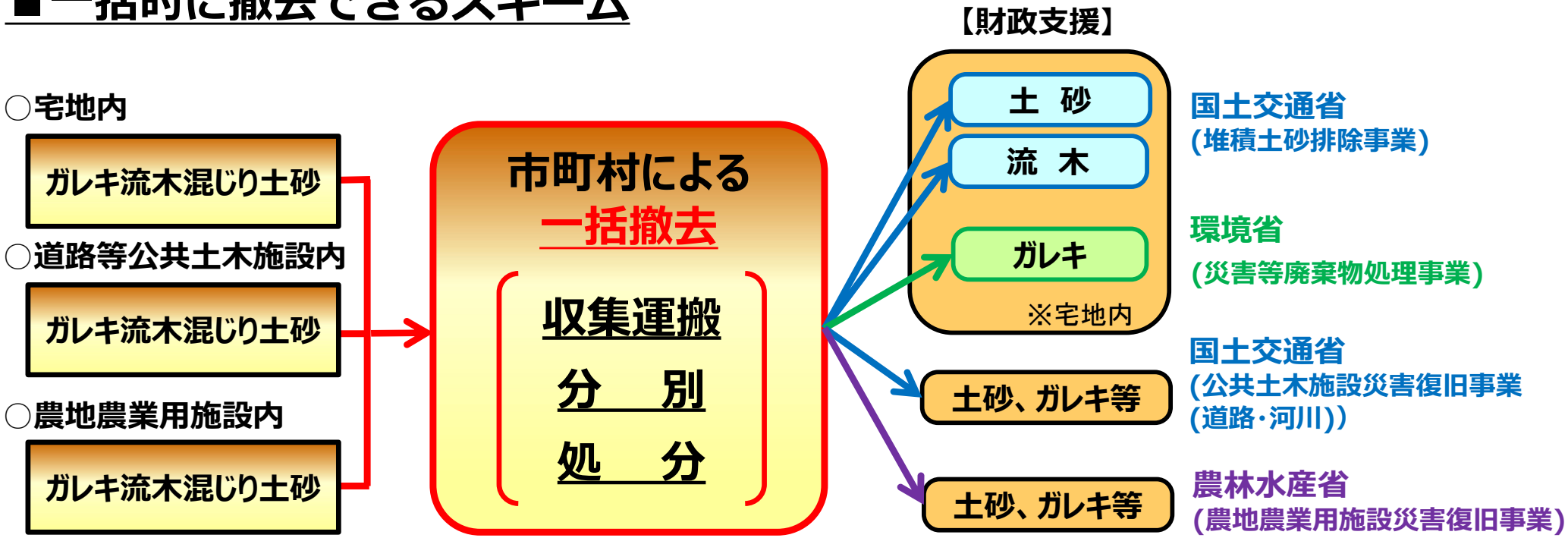

【面積按分】
宅地⇔公共土木施設⇔農地農業用施設

【重量按分】
宅地内における「土砂・流木」⇔「ガレキ」

■道路の埋塞（崩土・流木）

交通に著しい妨げとなる場合
①幅員5m以上の一般国道又は主要地方道：通行可能な幅員が6割未満となる崩土
②その他の道路：通行可能な幅員が3m未満となる崩土

【イメージ図】

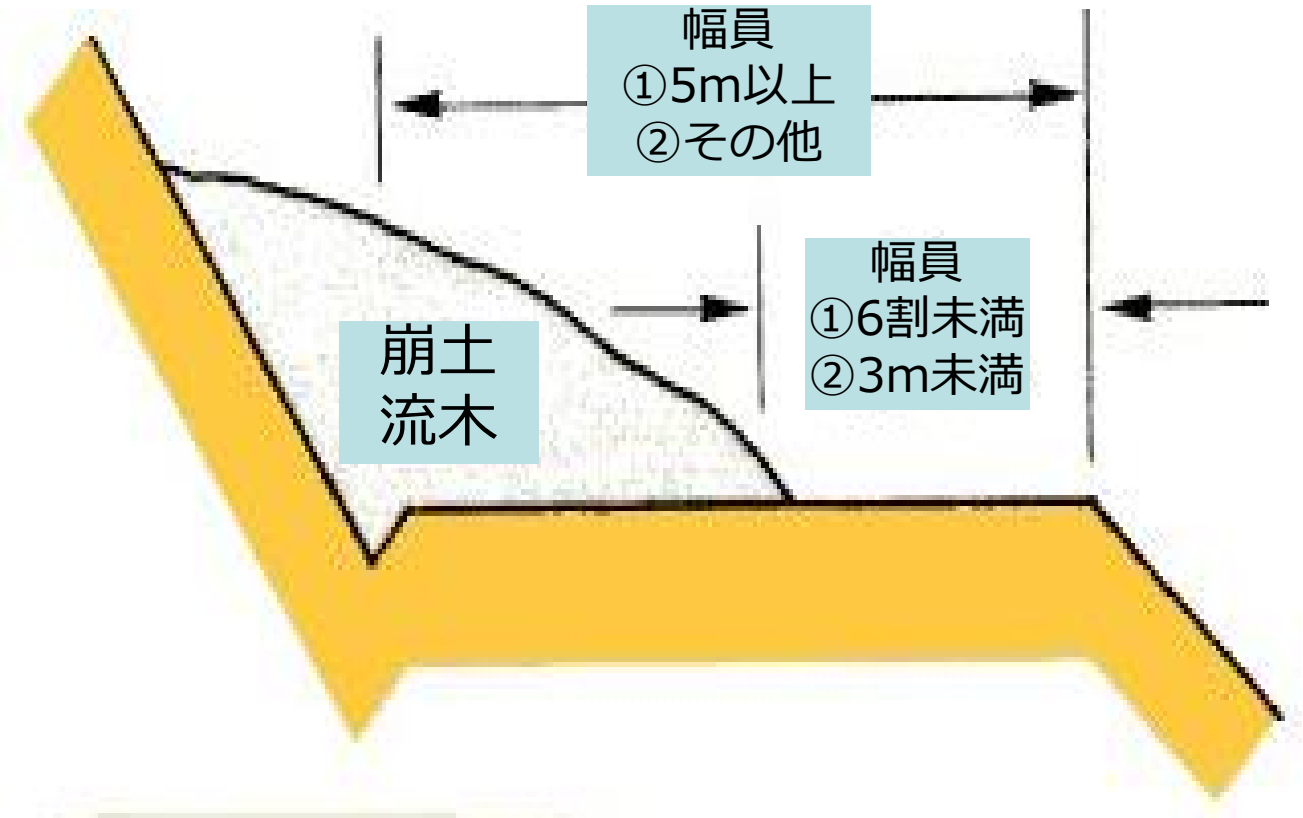

【参考15】農地農業用施設災害復旧事業について（農林水産省所管）

・災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としている。

事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の災害復旧

事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

国費率、補助率：50/100、65/100

※農家一戸当たりの事業費によって、補助率の嵩上げ制度あり

	基本の補助率	災害復旧事業補助率増高	激甚災害指定補助率増高
農地	50%	約86%	約96%
農業用施設	65%	約96%	約99%

※ 過去５か年平均　※ 過去５か年平均

事業イメージ

●農地の復旧例

●ため池の復旧例

●水路の復旧例

【参考16】土砂・がれき撤去の事業区分

国土交通省

○宅地内

【運搬】　【運搬】　【処分】

流木混じり土砂 → 分別 → 土砂、流木

国交省都市局（堆積土砂排除事業）

※国交事業は、二次災害のおそれや公衆衛生等公益上必要であれば、市町村による直接排除も積極的に実施可

※環境省事業は、市町村による直接排除可

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → ガレキ、土砂、流木

環境省（災害等廃棄物処事業）

○道路等公共土木施設内

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → 土砂、ガレキ等

災害復旧事業

○農地農業用施設内

ガレキ流木混じり土砂 → 分別 → 土砂、ガレキ等

災害復旧事業

【参考16】土砂・がれき撤去の事業区分（先に道路啓開を行う場合）

国土交通省

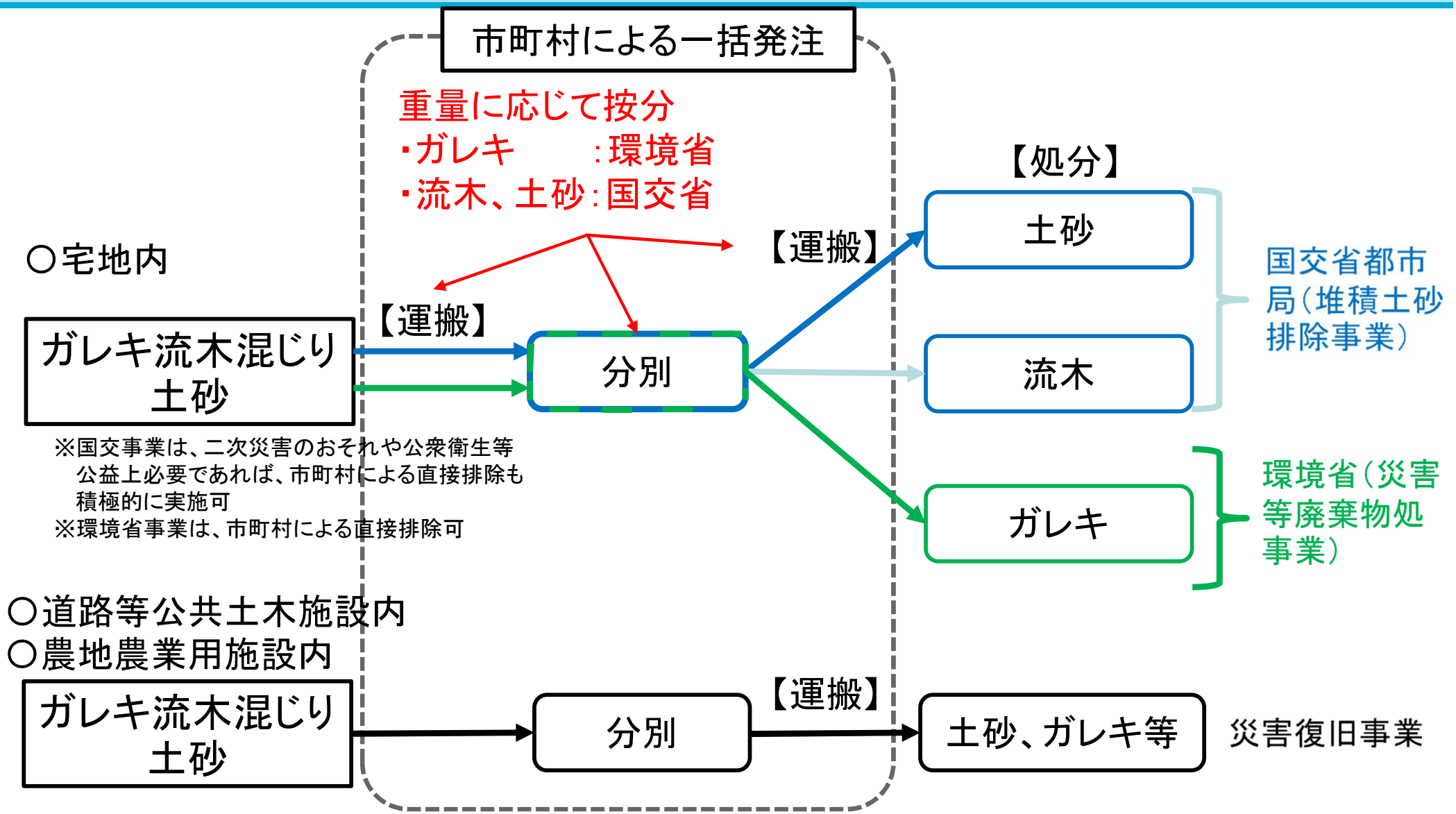

- 各事業は、査定前着工可
- 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- 堆積土砂の堆積厚の証拠（高さが分かる写真、計測）を残しておくこと

※先行して道路啓開を行う場合、公共土木施設内および農地農業用施設内における土砂等の運搬・分別・処分の数量については、それぞれで算出する

【参考16】土砂・がれき撤去の事業区分

国土交通省

（宅地・道路等が一様に埋没している場合）

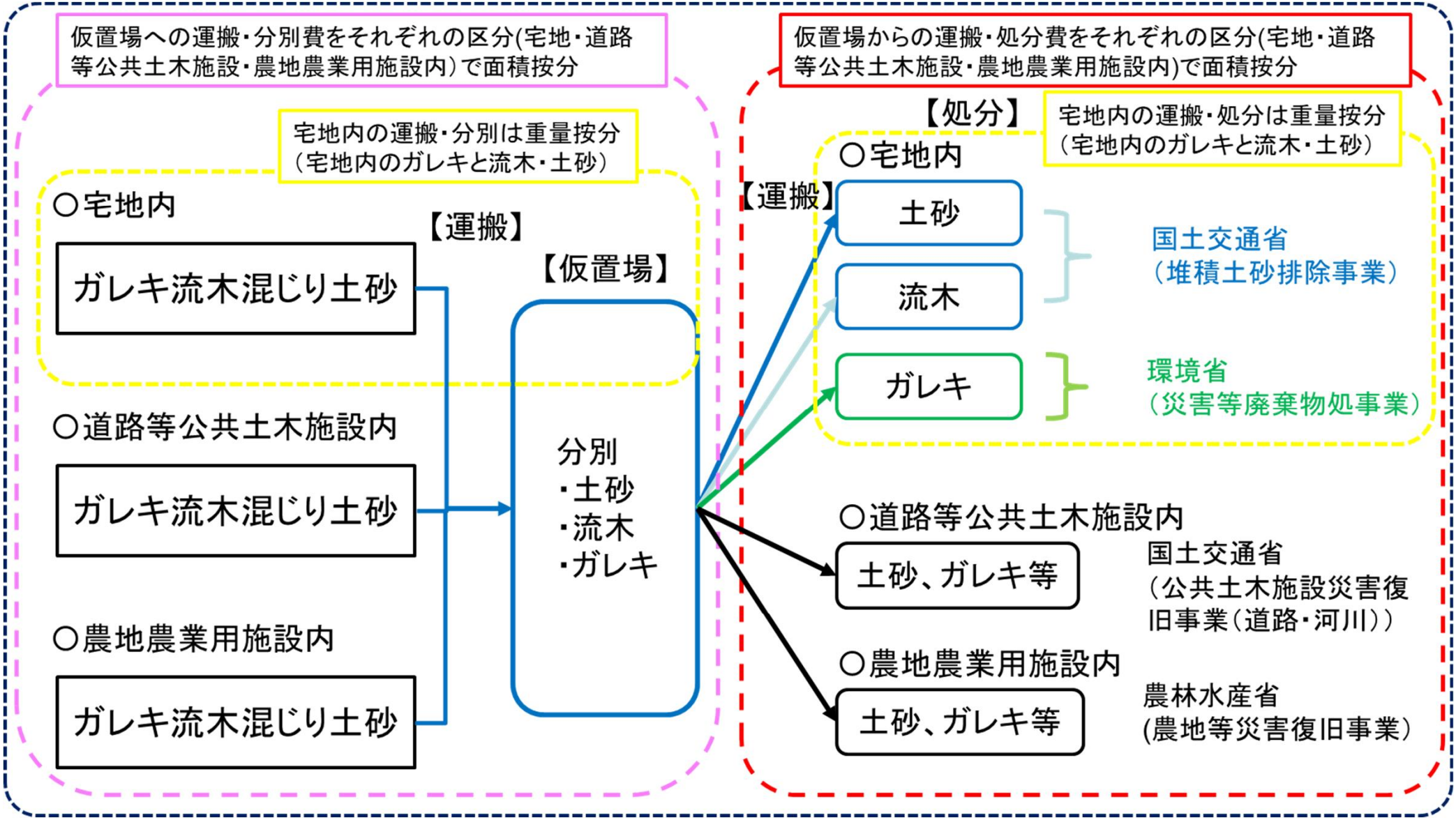

※精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真の撮影、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。

【参考17】災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化

国土交通省

1．申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

・申請は、国土交通省（都市局）、環境省の両省どちらに提出しても可。

2．申請書類の簡素化

・申請書類は、堆積土砂排除事業・災害等廃棄物処理事業を一体的な作成を可能とする。
（気象資料や図面・写真等は共用可能）

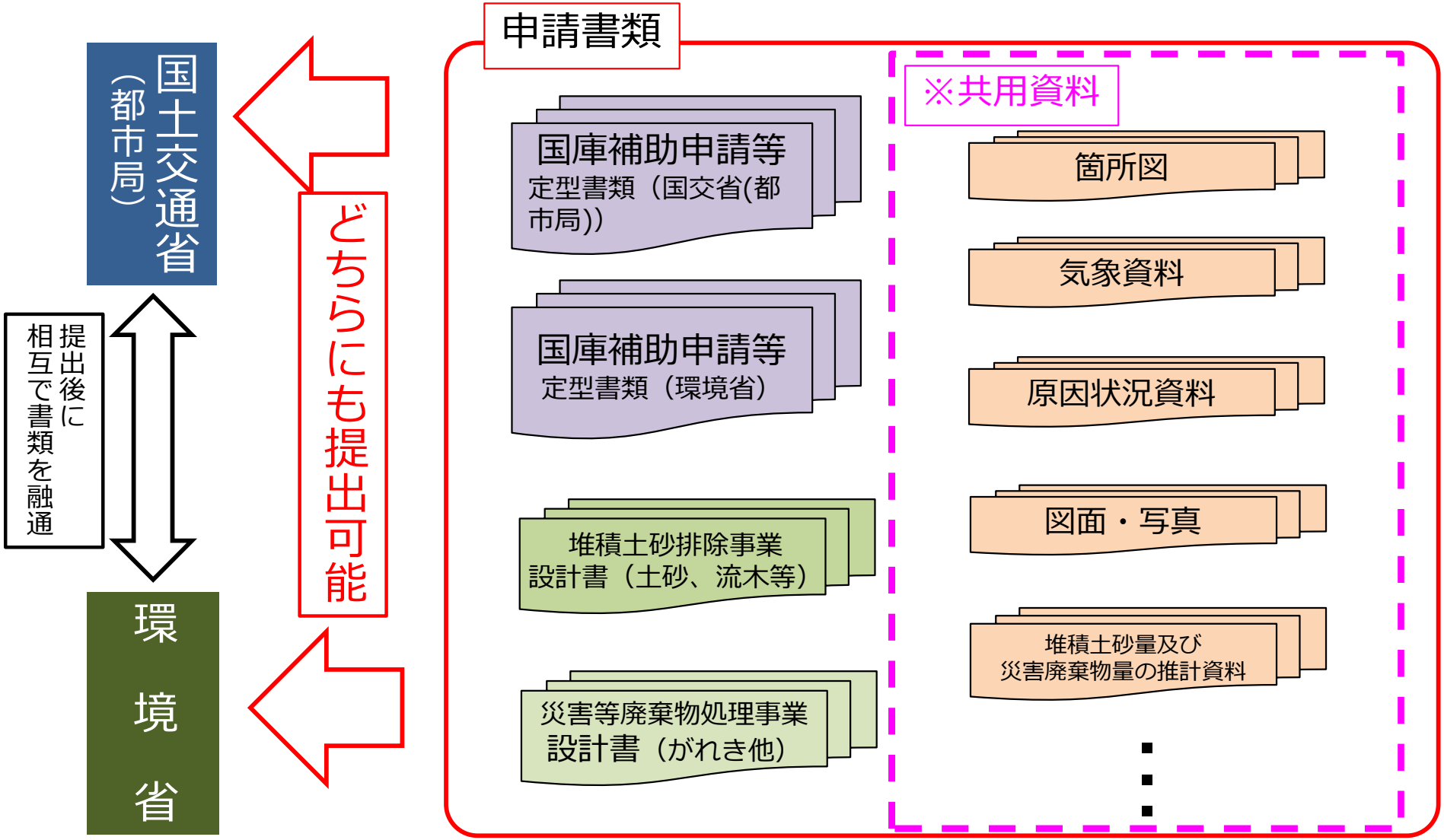

※公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

国土交通省

3．事業費積算内訳の作成

・積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）

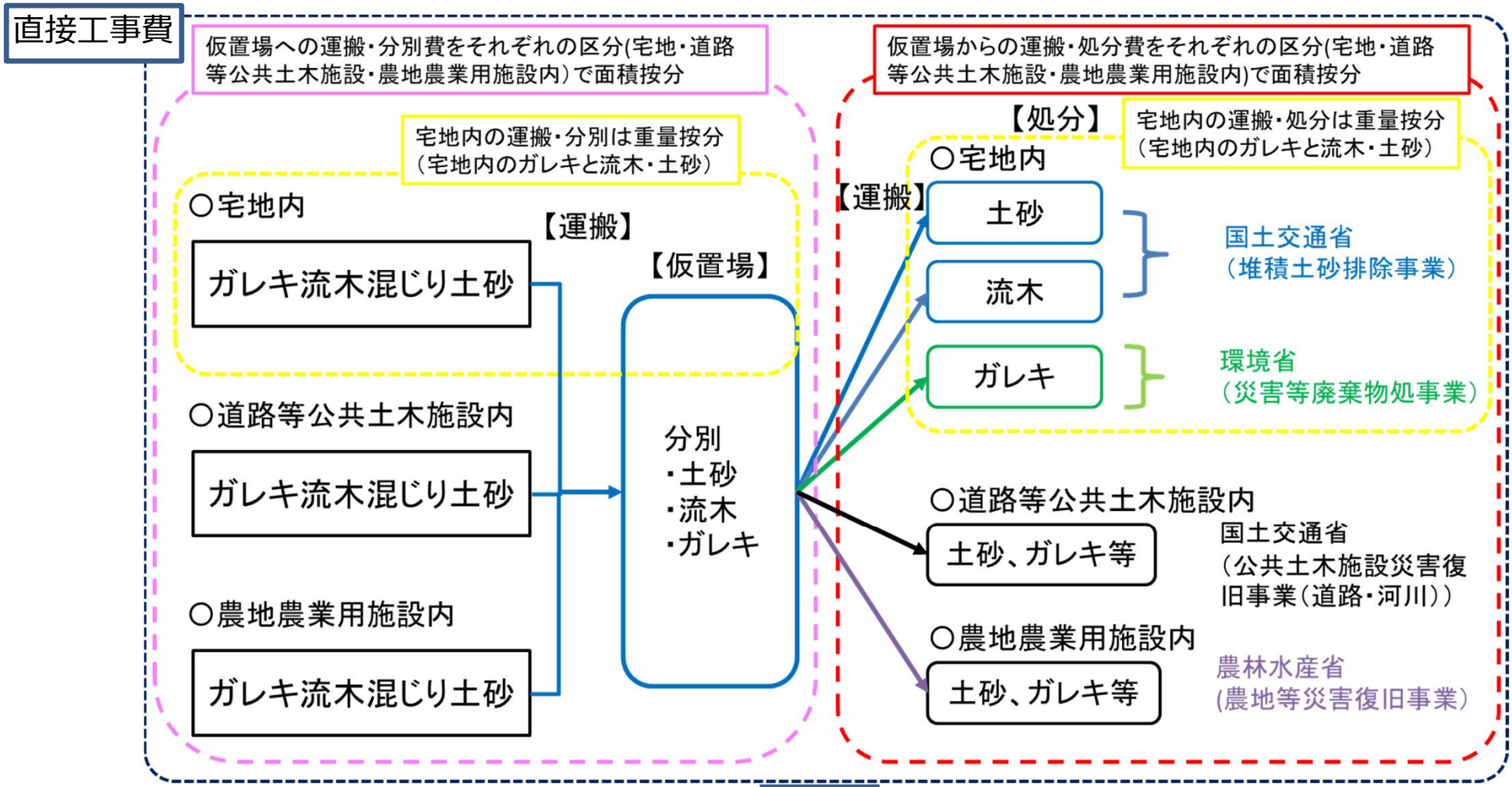

諸経費

各々の事業について直接工事費比率に応じて計上

※　災害等廃棄物処理事業の諸経費については、原則として15%以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率が補助対象。ただし、この基準によりがたいときは個別協議。

・精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。
・堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可
・災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

令和元年東日本台風（台風１９号）等において浸水や土砂崩落などにより宅地等に甚大な被害が発生した。
その被害対応に「堆積土砂排除事業」等を活用頂いているが、今後の更なる事業の活用等へ向け、
初動対応や体制、課題などの把握を行うことを目的としたアンケート調査を実施した。

○アンケート概要

・調査目的：土砂撤去について、初動対応や体制、手法、課題等を調査・分析し、
今後の更なる事業の活用を図る

・調査対象：令和元年東日本台風（台風19号）の被害に伴い
「堆積土砂排除事業」を活用した１３自治体（７都県の８市３町２村）

・実施期間：令和２年１月８日～24日

・調査方法：調査対象自治体に電子メールにて依頼すると共に、必要に応じて聞き取り調査を実施

その結果として、速やかな土砂撤去のためには、以下の点が重要と考えられる。

**あらかじめマニュアル等を作成し、
被災時の庁内体制、出動フロー、土捨場の確保などを定める事前準備が必要**

直接排除の実施など、個人の宅地に関しても行政が積極的に支援することが必要

被災直後から事業の経験を有した人員の派遣や助言が求められる

事業の説明会や勉強会に災害担当者が定期的に参加することが必要

詳細は次ページ以降を参照

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

1　事前準備

令和元年東日本台風（台風19号）の被害に伴い堆積土砂排除事業等を活用している
７都県の８市３町２村の自治体を対象にアンケート調査を実施

○主なアンケート結果

◆電話対応に追われ、なかなか現地に行くことができなかった。また、**行政がどこまで対応するかの線引きが難しかった**

◆堆積土砂排除の補助があるとは知らず、どのような**内容を把握すべきかの知識が無かった**

◆インフラや小中学校等の復旧を優先したため、**宅地の土砂排除は後回し**となった

◆環境部局との連携が必要であり、**業務分担等どうするか決まらなかった**

担当部署の決定時期

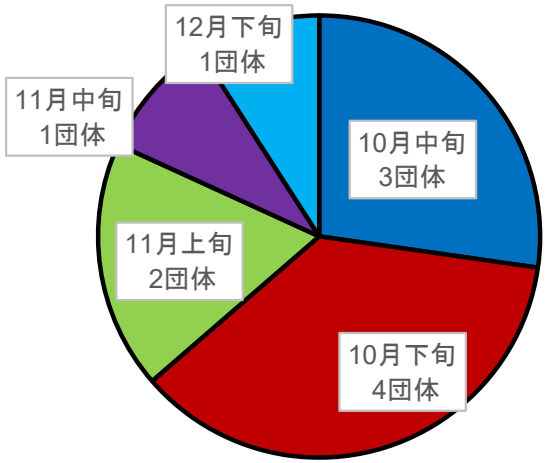

事前にマニュアル等を作成していたか

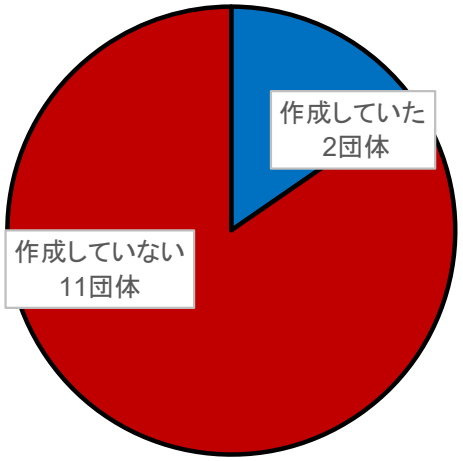

担当部署の決定時期

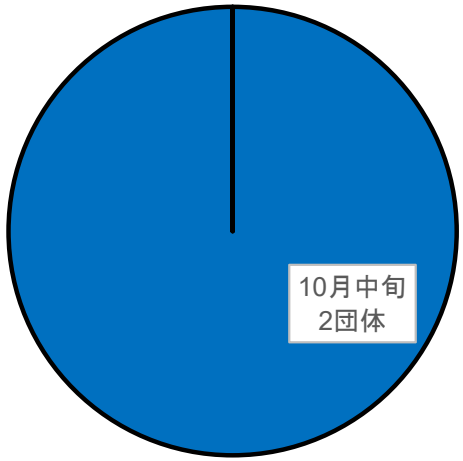

- 事前にマニュアル等の作成が行われていた地方公共団体は１３団体のうち、２団体
- マニュアル等を作成していた２団体は、10月中旬には担当部署が決定し、速やかに対応できた。
  ※**地域防災計画**や**水防計画**にがれき処理や土砂撤去等の市町村の対応を事前に定めていた。
- マニュアル等を作成していなかった11団体は、担当部署の決定が11月～12月になるなど、その後の事業スケジュールに影響があった。

あらかじめマニュアル等を作成し、
被災時の庁内体制、出動フロー、土捨場の確保などを定める事前準備が必要

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

2　宅地等への行政支援

（１）行政による直接排除の実施

◆危険が伴う場所については行政から業者へ依頼した

◆地権者からの相談や申し入れがあり、手作業で撤去ができないことを条件に行政による直接排除を実施した

（２）がれき撤去との連携

◆住民等に対し、土砂とがれきを可能な限り分別するよう要請したが、分別できなかった土砂を一緒に排除した

(1) 直接排除の実施

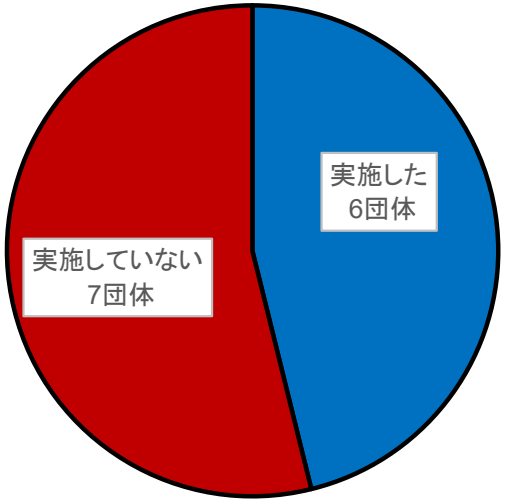

(2) がれき撤去との連携

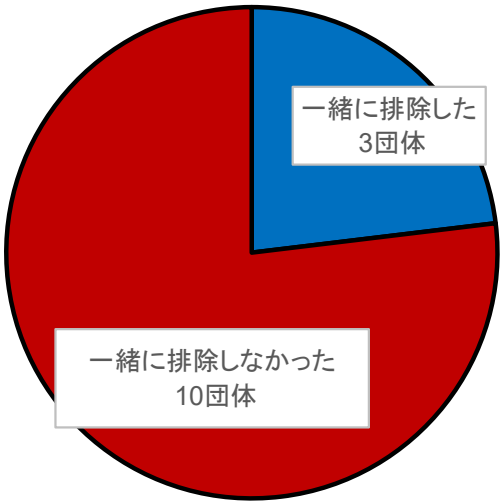

- 住民やボランティアでの土砂撤去が困難な場合、積極的に行政による直接排除が実施された
- 土砂とがれきの分別が困難な場合には環境省との連携がとられた

直接排除の実施など、
個人の宅地に関しても行政が積極的に支援することが必要

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

3　その他

(１)人員体制について

○主なアンケート結果

◆土砂撤去には多くの人員、土木技師の知識が必要であり、
小さな自治体で実施していくのは困難

◆他自治体からの支援（人員派遣）は非常に役に立った
（堆積土砂排除事業の経験のある職員を６自治体より派遣）

被災直後から事業の経験を有した人員の派遣や助言が求められる

(２)事業の認識について

○主なアンケート結果

◆事業内容について、担当者が熟知しておく必要がある

＜事業内容の認識不足により生じた事例＞

・土砂撤去前の被災している写真を撮影していない箇所があり、
査定時に苦労した

・複数の建設業者で直接排除を実施したが、
撤去土量の把握を統一基準で指示できていなかったため、まとめるのに苦慮した

・独立した家屋が10戸以上隣接し、かつ被災戸数が10戸以上だと、
都市計画区域外でも補助対象になると知らなかった

堆積土砂排除事業を知っていたか

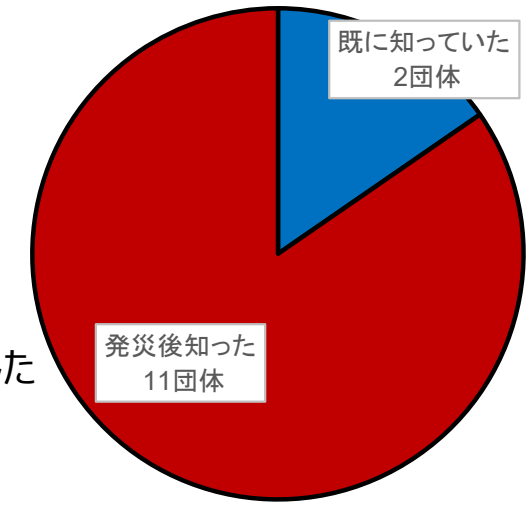

事業の説明会や勉強会に災害担当者が定期的に参加することが必要

令和６年１１月

堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答

【堆積土砂排除事業】

１　「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

【堆積土砂】

２　本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。

３　家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

４　私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

【地域要件】

５　本事業の対象となる地域はどこか。（地域要件）

【規模要件】

６　本事業の要件である「堆積土砂の総量 30,000 ㎥以上」や「一団をなす堆積土砂が 2,000 ㎥以上」、「50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 ㎥以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。（規模要件）

【対象経費】

７　本事業において対象となる経費は何か。

８　「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。

９　本事業の適用除外となるものは何か。

【災害査定】

１０　本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。

１１　本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。

１２　本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。

１３　災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

【その他】

１４　宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。

１５　本事業を活用する際の市町村の財政負担はどの程度か。

【災害等廃棄物処理事業との連携】

１６　環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。

１７　本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。

１８　本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）とは何か。

１９　連携スキームを活用する際の留意点は何か。

２０　連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

【堆積土砂排除事業】

１　「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

「堆積土砂排除事業」とは、災害により宅地等に堆積した土砂を、市町村が運搬処分する際にかかった経費を国が補助する事業である。具体の事業範囲は以下のとおりである。

＜事業範囲＞

一の市町村の区域内の市街地において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、以下の（a）～（c）のいずれかの場合で、市町村が以下の①又は②を排除する事業（他の法令により処理されるものは除く）

（規模要件）

（a）堆積土砂の総量 30,000 ㎥以上

（b）一団をなす堆積土砂が 2,000 ㎥以上

（c）50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 ㎥以上

（対象となる土砂）

① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂

②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

【堆積土砂】

２　本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。

豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。この土砂とは、いわゆる自然由来のものであり、倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物は対象とならない。

３　家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

床下など家屋内に流入・堆積した土砂についても、本事業の対象となる。

なお、査定時に家屋内に堆積した土量が確認できるよう写真により記録を保存しておく必要がある。

４　私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

本事業の対象となるが、他の法令により処理される場合は除かれる。

なお、本事業は堆積土砂を排除するものであり、たとえ私道の路面などが被災していたとしても被災個所の復旧は対象とならない。

【地域要件】

５　本事業の対象となる地域はどこか。（地域要件）

本事業の対象となる地域は「市街地」であり、その「市街地」の定義は、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

「同区域外の人家、工場等の集落地」の集落地とは、独立した家屋が１０戸以上隣接している場合（１戸とは１世帯が有している倉庫、納屋等を含む）をいう。

つまり、都市計画区域外においては、被災戸数が「１０戸以上」であり、その「１０戸以上」が隣接している場合に、本事業の対象となる。

なお、都市計画区域外を本事業の対象とする場合には、事前に国土交通省に相談されたい。

【規模要件】

６　本事業の要件である「堆積土砂の総量 30,000 ㎥以上」や「一団をなす堆積土砂が 2,000 ㎥以上」、「50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 ㎥以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。（規模要件）

本事業の要件となる堆積土砂量 30,000 ㎥、2,000 ㎥とは、本事業で撤去対象となる、いわゆる宅地内の堆積土砂量だけでなく、本事業の対象外となる他の補助制度等により処理されるもの（道路、河川、農地等）も含めた堆積土砂量である。

つまり、宅地内の堆積土砂量が 30,000 ㎥、2,000 ㎥を下回っていても、当該要件を満たせば本事業の対象となる。詳細は、以下のとおりである。

（１）「堆積土砂の総量 30,000 ㎥以上」

市街地内に 30,000 ㎥以上の堆積土砂が総量としてあればよい。この場合、堆積土砂が宅地内の土量のみで 30,000 ㎥以上存ずる必要はなく、他の法令等により処理されるものも含め、いわゆる市街地内総量として 30,000 ㎥以上あれば補助対象となる。

従って、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば 1,000 ㎥でも補助対象となる。

（２）「一団をなす堆積土砂が 2,000 ㎥以上」

市街地全体では 30,000 ㎥以上はないが、例えばＡ地区に 2,000 ㎥以上の一団をなす堆積土砂があれば、当該地区のみが補助対象となる。

Ａ地区からさらに100ｍ離れてＢ地区に2,000㎥以上の一団をなす堆積土砂があれば、同様に、Ｂ地区として補助対象となる。

この場合においても、（１）と同様、他の法令等により処理されるものを含め 2,000 ㎥以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば 1,200 ㎥でも補助対象となる。

（３）「50ｍ以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 ㎥以上」

一団をなす堆積土砂量は 2,000 ㎥以下であるが、Ａ地区に 500 ㎥存し、更に 10ｍは離れたＢ地区に 300 ㎥存し、更に１８ｍ離れたＣ地区に 800 ㎥存し、更に１４ｍ離れたＤ地区に 600 ㎥あれば、Ａ～Ｄ地区で合計 2,400 ㎥あるので補助対象となる。

この場合においても、（１）と同様、他の法令等により処理されるものを含め 2,000 ㎥以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば 900 ㎥でも補助対象となる。

【対象経費】

７　本事業において対象となる経費は何か。

市町村が、以下に該当する堆積土砂を排除する事業にかかった費用である。

（１）　都市計画区域内

都市計画区域内にあっては、都市施設（街路、公園、下水道等）に堆積したもの及び他の法令により処理されるもの（例：道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理されるもの）を除く、一般の宅地内等に堆積した土砂について、市町村長が指定する場所まで、個人、法人、その他（ボランティア、消防団、自衛隊等）が搬出集積したものを、市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

（２）　都市計画区域外

都市計画区域外にあっては、市街地（人家、工場等の集落地）に堆積したものうち、他の法令により処理されるもの（上記（１）と同様）を除く、一般の宅地内等に堆積したものを（１）の方法により市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

（３）　直接排除

市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めた場合は、宅地内から直接排除、運搬・処分等した際にかかった費用。

８　「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。

本事業は、被災者等が指定された集積場まで搬出・集積した土砂を、市町村が処分場まで運搬・処分することを基本としているが、被災地に堆積土砂を放置することが「公益上重大な支障がある」と認められる場合には、市町村が自ら直接土砂を搬出（直接排除）することが可能である。

このときの「公益上重大な支障がある」場合とは、例えば、二次災害が懸念される場合や、一般の交通、消防防災活動、公衆衛生、都市施設の機能に支障をきたす場合等が挙げられる。

９　本事業の適用除外となるものは何か。

本事業の適用除外となる主なものは以下の通りである。

（１）市町村長が指定した場所以外に捨てた土砂にかかるもの

（２）事業の実施が確認できないもの

（３）自衛隊、地元、ボランティア等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの

（４）他の法令により処理される土砂（例：道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理される土砂）

災害査定時に適用対象外とならないように、公報やホームページ等で必ず集積場を速やかに指定する、事業実施が確認できるように被災状況や堆積厚の写真等を保存しておくなど注意が必要である。

【災害査定】

１０　本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。

本事業は、都市災害復旧事業であり、災害査定により決定される。

具体には、市町村長から国土交通大臣宛てに申請された国庫補助申請書に基づき、本事業を担当する査定官（国土交通本省または地方整備局等）及び立会官（財務省地方財務局）が、申請者（市町村）から被災現場等で被災状況、復旧工法等の説明を受け、被災の事実・採択要件等を確認し工事費等を決定することとなる。

１１　本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。

災害査定で確認される事項及びその留意点は以下の通りである。

（１）災害査定での主な確認事項

① 堆積した土量が要件を満たしているか

② 査定申請した排除土量が確認できるか

③ 市町村長が指定した集積場であることが確認できるか

（２）対応する上での留意点

①の対応

ア）堆積したエリアの状況が判断できる写真（規模感をつたえるため）

イ）土量算出のための堆積厚を計測した状況写真

堆積範囲に対し適度なポイントで計測を実施すること（偏らないこと）

すでに撤去した場合は、壁等に残っている堆積の跡を計測した写真

②の対応

ウ）上記イ）同様

エ）運搬したダンプ台数が証明できるもの

オ）運搬状況の写真

カ）仮置した土量の計測（申請に必要な土量となっているか）

③の対応

キ）市町村長が集積場として指定したことが証明できる事務連絡や通知文（回覧板などに付けているビラ等）

１２　本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。

本事業の対象となる堆積土砂量について、推計を行う場合の基本となる手法は以下の２通りである。

これによらない推計を行う場合には、事前に国土交通省と協議を行う必要がある。（災害査定を円滑に行うためにも、いずれの手法で推計を行う場合でも、まずは、事前に国土交通省に推計手法を相談されたい。）

（１）　土砂が宅地にある場合

土砂が宅地に残存し、集積場所において対象となる堆積土砂の全量を把握できない場合

① 地区毎に数か所の宅地の堆積厚を測定し、地区毎の平均堆積厚を算出（地区の面積に応じて、最低３～５か所程度は測定すること）

② ①で得られた地区毎の平均堆積厚に、当該地区の宅地面積を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出（宅地面積には、道路、農地、公園等を除くこと）

③ ②で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土量とする

（２）　土砂が集積場所にある場合

土砂が既に搬出され、集積場所において対象となる堆積土量の全量を把握することができる場合

① 集積された土量の測定から土砂量を算出

② ①で得られた土砂量を、当該集積場所へ搬出することとなる各地区の面積比で案分し、地区別の土砂量を算出

③ ②で得られた地区別土砂量に当該地区の宅地率（土地利用面積全体における宅地の割合）を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出

④ ③で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土砂量とする

※令和３年１０月２９日付事務連絡「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」も参考にされたい。

１３　災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

本事業は査定前着工が可能であり、速やかな復旧のためにも積極的に活用されたい。

ただし、査定時には採択要件である堆積土量等を確認することとなるので、土砂撤去後においても土量等が確認できるよう写真により堆積状況（厚さ、範囲等）の記録を保存しておく必要がある。

なお、本事業の適正かつ迅速な実施を図るためにも、事前着工する際には、国土交通省と事前打合せを行うことが望ましい。

【その他】

１４　宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。

宅地に堆積した土砂の撤去について、例えば以下の方法により個人の作業負担を軽減することができる。

（１）　集積場を各戸前の道路に指定する

集積場を各戸の門前の道路脇に指定することで、個人が宅地から集積場まで土砂を運搬する手間を省くことが可能となる。

指定する際には、広報誌や回覧板、ＨＰ掲載等により実施することとなる。

（２）　市町村が宅地内の土砂を直接排除する

市町村自らが、宅地内から堆積した土砂を直接搬出（直接排除）する。（公益上重大な支障があると認められる場合）

（３）　土のう袋を配布する

土砂を搬出するための土のう袋を無料配布することにより、個人が土砂を搬出しやすくする。併せて、市町村においても集積された土砂を排除しやすくなる。（土のう袋は補助対象外）

１５　本事業を活用する際の市町村の財政負担はどの程度か。

本事業の補助率は、１／２（激甚災害指定に伴い嵩上げとなる場合あり）。

残りの市町村負担分１／２については、起債充当率１００％※、そのうち９５％を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）される。

つまり、本事業を活用した際の市町村の実質的負担は２．５％となる。（市町村の財政状況により異なる）

※過年分の起債充当率は９０％となります。

【災害等廃棄物処理事業との連携】

１６　環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。

地震、台風等の被災等に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理にかかる費用について、国（環境省）が補助を行う事業である。

１７　本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。

本事業で排除が可能なものは、豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の、いわゆる自然由来のものが対象となっている。

一方で、災害等廃棄物処理事業は、主に災害等による倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物が対象となっている。

１８　本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）とは何か。

連携スキームとは、災害により宅地に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合において、本事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業の対象となるがれきに分別することなく、まずは土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することである。

これにより、土砂とがれきに契約・業者等を分けることなく、一括発注で撤去を行うことができ、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

連携スキームを活用する場合には、市町村の事務負担を軽減するために、申請のワンストップ化（国交省又は環境省いずれかに申請）や両事業に共用する申請書類の簡素化が可能である。

なお、道路等公共土木施設内の土砂撤去（公共土木施設災害復旧事業）、農地農業用施設内の土砂撤去（農地農業用施設災害復旧事業）についても、本事業や災害等廃棄物処理事業と併せて実施することができる。

１９　連携スキームを活用する際の留意点は何か。

主な留意点は以下の通りである。

（１）査定時の費用の按分

公共土木施設、農地農業用施設及び宅地が一様に埋没している場合、公共土木施設、農地農業用施設及び宅地内の土砂等を、一括発注により混載、混合して運搬、分別することができる。この場合、災害復旧事業の申請にあたり、公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の土量等は面積按分したそれぞれの施設分を計上すること。

また、精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態（体積等）に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真、計測等を仮置場へ

の運搬までに実施する必要があります。（P43 参考 18、及び P45 参考 19 を参照）

宅地内の土砂・流木等とガレキについては、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業の連携スキームを活用することが出来ます。堆積土砂と災害廃棄物が混在する作業に係る費用については、堆積土砂と災害廃棄物（ガレキ）の重量比で按分を行うことが可能です。事業実施段階においては最終的な重量比が出ていないため、サンプル等を用いた重量比にて費用を按分し査定設計書を作成することが可能です。

（２）必要となる仮設備

土砂とがれきの分別を行う仮置き場等において、敷鉄板や仮囲い、分別機械等が必要となる場合、その経費が補助対象となるかどうかは、必要性の整理を頂き事前に個別に相談されたい。

（３）積み替え場所としての仮置き場

集積場所から分別の為の仮置き場、処分場までの運搬において、別途その道中に積み替えのための仮置き場を設ける必要がある場合は、そのための経費が補助対象となるかどうかは、その積み替え場所としての仮置き場の必要性の整理を頂き個別に相談されたい。

令和６年１０月２８日付事務連絡「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）、令和６年１０月２８日付事務連絡「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（通知）」を参考にされたい。

２０　連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

査定は、農林水産省、国土交通省、環境省の両査定官により、財務省係官（立会官）が立会の上、原則、一括して現地（実地及び机上）にて行うものとする。

なお、一括しての調査（査定）が困難な場合、地方公共団体は農林水産省、国土交通省、環境省及び財務省とあらかじめ協議を行うものとする。

ただし、道路啓開を先行して実施している場合など、公共土木施設又は農地農業用施設と連携事業の土砂等撤去を併せて実施しない場合、公共土木施設災害復旧事業又は農地農業用施設災害復旧事業にかかる調査（査定）は対象外とする。

【問合せ先】

事例ガイド・堆積土砂排除事業について	国土交通省　都市局　都市安全課 電話：03-5253-8402
災害救助法について	内閣府防災 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当） 電話：03-5253-2111
災害等廃棄物処理事業について	環境省 環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337
公共土木施設災害復旧事業について	国土交通省　水管理・国土保全局　防災課 電話：03-5253-8458
農地農業用施設災害復旧事業について	農林水産省 農村振興局　整備部　防災課　災害対策室 電話：03-6744-2211